

## 議案第23号

### 幕別町公の施設の使用料等に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、幕別町（以下「町」という。）が設置する公の施設（以下「施設」という。）の使用に関し、法令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (使用者の範囲)

第2条 施設を使用することができる者は、町の区域内に住所を有するもの（幕別町ふれあい交流館及び幕別町老人福祉センターは年齢65歳以上のもの、働く婦人の家は女性労働者に限る。）とする。

2 施設を管理する町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を含む。第3条、第4条、第6条、第12条、第14条第1項及び第15条において同じ。）は、前項の規定にかかわらず、施設の目的に則した事業の実施に支障がないと認めるときは、前項に規定する者以外のものに施設を使用させることができる。

#### (使用の承認)

第3条 施設を使用しようとするものは、あらかじめ町長等の承認を受けなければならない。

2 町長等は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 建物又は設備若しくは備付物件等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

3 施設を占用して使用することのできるものの要件は、町長等が別に定める。

(行為の制限)

第4条 前条第1項の規定により使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)

が、施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、町長等の承認を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として、写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書その他印刷物を貼付又は配布すること。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外に施設を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第6条 使用者が施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入を行おうとするときは、町長等の承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 使用者は、施設の使用につき、別表に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 使用料は、施設を使用する日までに納入しなければならない。ただし、町長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(入場料等を徴収する場合の使用料)

第8条 入場料、会費その他いかなる名義をもってするかを問わず、使用者が施設に入場する者から対価として金銭等(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、前条に規定する使用料に次の各号により算出して得た額を加算した額とする。ただし、入場料等の額が2種類以上定められている場合は、そのうち最も高い額を基準として使用料を算出するものとする。

- (1) 入場料等が1人につき、1,000円以下の場合 使用料の5割
- (2) 入場料等が1人につき、1,000円を超え、かつ3,000円以下の場合 使用料の10割
- (3) 入場料等が1人につき、3,000円を超える場合 使用料の15割

2 入場料等を徴収する場合において、施設を使用する日に準備、練習又は原状回復のために使用する場合の使用料は、前項各号により算出して得た額に準じて加算した額とする。

(営利を目的として使用する場合の使用料)

第9条 営利を目的として使用する場合の使用料は、使用料の20割の額を加算した額とする。

(使用料の減免)

第10条 町長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 町が自ら使用する場合

(2) 町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（特別支援学校を含む。以下同じ。）が、町が認める行事のために使用する場合

(3) 幕別町スポーツ少年団本部に登録している団体がその活動のために使用し、又は町内の中学校及び高等学校が部活動において使用する場合で、それぞれ本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合

(4) 町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体（親睦団体を除く。）が、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合

(5) 法令等に基づき委嘱若しくは任命された者又は団体が、公益的な目的のために使用する場合

(6) 町が共催する行事のために使用する場合

(7) 幕別町社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合

(8) 町の行政区におけるコミュニティ活動その他これに類する活動のために、行政区ごとに別に定める施設を使用する場合

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長等が減免を適当と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、町長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除するものとする。

(1) 施設を使用する年度の3月31日において満18歳以下の者が使用する場合で、施設の占有を行わない場合

(2) 障がいのある者（その介助者1名を含む。）が使用する場合で、施設の占有を

行わない場合

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用者からの申出に基づく使用の中止又は変更について、町長等が相当の理由があると認めた場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長等が還付することを適当と認めるとき。

(使用の予約)

第12条 使用者(施設を占有して使用するものに限る。次項及び次条において同じ。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から使用の予約をすることができる。ただし、町長等が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 大会及び公演等で使用する場合 使用日の属する月の前1年の初日
- (2) 前号に掲げる以外の場合 使用日の属する月の前3月の初日

2 前項の規定にかかわらず、使用者が定期的に施設を使用する場合で、町長等が必要と認める場合、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、当該四半期の最初の月の前4月の初日から中旬までの間に予約をすることができる。

(キャンセル料)

第13条 使用者は、その使用の申請の撤回又は変更(以下「キャンセル等」という。)をした場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算出して得た額をキャンセル料として納入しなければならない。

- (1) 使用予定日の14日前から8日前までに施設の使用のキャンセル等をした場合  
使用料の5割
- (2) 使用予定日の7日前から前日までに施設の使用のキャンセル等をした場合  
使用料の8割
- (3) 使用予定日に施設の使用のキャンセル等をした場合 使用料の10割

2 町長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、

キャンセル料の全部又は一部について徴収しないものとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用のキャンセル等を行うとき。
- (2) 使用者からの申出に基づく使用のキャンセル等について、町長等が相当の理由があると認めた場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長等が使用のキャンセル等をすることを適当と認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第14条 町長等は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の承認を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則による処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。
  - (3) 詐欺その他不正の手段により承認を受けたとき。
  - (4) 公益上町長等が特に必要と認める事由が生じたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長等は、指定管理者に使用の承認を行わせる場合において、施設の使用が前項各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、自ら当該使用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

(原状回復)

第15条 使用者は、施設の使用を終了したとき又は前条の規定により施設の使用の停止を命じられ、若しくは第3条第1項の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、町長等が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長等においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 使用者がその責めに帰すべき事由により、建物又は設備若しくは備付物件等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第17条 指定管理者に施設の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 前項の場合においては、第7条第1項の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、第7条に規定する別表の規定による使用料の額（これらの表に定める使用の単位（備品に係る使用の単位を含む。）を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、これらの表の規定による使用料の額を基準として町長等が別に定めるところにより算定した額）の範囲内において、あらかじめ町長等の承認を得て定める。
- 4 利用料金の納入期限、入場料等を徴収する場合の利用料、営利を目的として使用する場合の利用料、利用料の減免、利用料の還付及びキャンセル料については、第7条第2項から第11条及び第13条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「町長等」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料」と読み替えるほか、第8条第1項中「前条に規定する」は「第12条第3項に規定する」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は町長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、幕別町札内コミュニティプラザ条例（平成28年条例第39号）、幕別町コミュニティセンター条例（昭和57年条例第35号）、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第29号）、幕別町公民館条例（平成17年条例第140号）、幕別町民会館条例（平成17年条例第141号）、幕別町百年記念ホール条例（平成8年条例第10号）、幕別町まなびや条例（平成8年条例第12号）、幕別町集団研修施設こまはた条例（平

成22年条例第24号)、幕別町体育施設条例(昭和58年条例第20号)、幕別町体育館条例(平成14年条例第21号)、幕別町保健福祉センター条例(平成8年条例第16号)、幕別町働く婦人の家条例(昭和57年条例第16号)、幕別町ふれあい交流館条例(平成14年条例第38号)、幕別町趣味の作業所条例(平成17年条例第25号)、幕別町老人福祉センター設置条例(昭和57年条例第12号)、幕別町老人健康増進センター条例(昭和61年条例第29号)及び幕別ふるさと味覚工房設置条例(平成7年条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 第7条第1項の規定にかかわらず、第2条第1項に規定する者及び第2条第2項に規定する町長等が特に認めるものが使用する場合の別表の規定による使用料の額は、令和7年3月31日までの間に限り、第7条第1項に規定する使用料の額に2分の1を乗じた額とする。この場合において、第8条、第9条及び第13条中「使用料」とあるのは「使用料の額に2分の1を乗じた額」と読み替えるものとする。

(準備行為)

- 4 町長等は、施行日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

## 別表(第7条関係)

### 1 札内コミュニティプラザ

区分		単位	使用料
占有使用	集会室1	1時間につき	200円
	集会室2		200円
	大集会室		500円
	和室1		100円
	和室2		100円
	会議室1		100円
	会議室2		100円
	会議室3		100円
	会議室4		100円
	コミュニティホール		100円

デッキテラス	100円
ギャラリー	100円
フリースペース	200円
料理実習室	100円

備考 大集会室を分割して使用する場合の使用料の額は、使用面積に応じて按分した額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。

## 2 コミュニティセンター

### (1) コミュニティセンター（忠類コミュニティセンターを除く。）

区分		単位	使用料
占有使用	大集会室（多目的ホールを含む。）	1時間につき	500円
	和室		100円
	料理実習室		100円
	その他の室		100円

備考 大集会室を分割して使用する場合の使用料の額は、使用面積に応じて按分した額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。

### (2) 忠類コミュニティセンター

区分		単位	使用料
占有使用	大ホール	1時間につき	400円
	婦人室		100円
	青年室		100円
	児童室		100円
	老人室		100円
	調理実習室		100円

備考 大ホールを分割して使用する場合の使用料の額は、使用面積に応じて按分した額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。

## 3 近隣センター

(1) 近隣センター（札内中央近隣センターを除く。）

区分		単位	使用料
占有使用	集会室（広間、レクリエーション室を含む。）	1時間につき	100円
	和室		100円
	その他の室		100円

(2) 札内中央近隣センター

区分		単位	使用料	
占有使用	1階	第1講習室	1時間につき	100円
		第2講習室		100円
		軽運動室		100円
		料理実習室		100円
	2階	第1和室		100円
		第2和室		100円
		学童学習室		100円

4 公民館

区分		単位	使用料
占有使用	大広間	1時間につき	100円
	その他の室		100円

5 幕別町民会館

区分		単位	使用料	
占有使用	地下	大集会室	1時間につき	600円
		ステージのみ（大集会室）		100円
		控室		100円
		調理実習室		200円
	1階	第1研修室		100円
		第2研修室		100円
		応接室		100円
	2階	講堂		600円
		第1会議室		100円
		第2会議室		100円

	第3研修室	100円
	第4研修室	100円

## 6 幕別町百年記念ホール

区分		単位	使用料
占用使用	研修集会室	学習室1	1時間につき 200円
		学習室2	300円
		講堂	700円
		特別会議室	300円
		音楽室	400円
		視聴覚室	300円
		陶芸室	300円
		絵画室	200円
		木工芸室	300円
		調理実習室	200円
		茶室	100円
		和室1	100円
		和室2	200円
		ギャラリー	400円
	ホール	ホール	4,100円
		ステージのみ	1,600円
		出演者控室1	100円
		出演者控室2	100円

備考 使用者が幕別町百年記念ホール備付物件を使用するときは、この表のほか、規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

## 7 幕別町まなびや

区分		単位	使用料
占用使用	アリーナ	1時間につき	100円
	その他の室		100円

## 8 幕別町集団研修施設こまはた

区分	単位	使用料
----	----	-----

占有使用	研修施設	1人1日につき	200円
------	------	---------	------

## 9 体育施設

### (1) 体育施設（幕別運動公園陸上競技場を除く。）

区分		単位	使用料
個人使用	幕別町民プール	1人1回につき	300円
	糠内町民プール		200円
	札内南町民プール		200円
	札内北町民プール		200円
	忠類町民プール		200円
占有使用	幕別運動公園野球場	1時間につき	1,100円
	忠類野球場		100円
	依田公園野球場		100円
	札内川河川緑地野球場		100円
	幕別運動公園ソフトボール場		100円
	札内川河川緑地ソフトボール場		100円
	幕別運動公園テニスコート		1面1時間につき
	忠類テニスコート	100円	
	依田公園テニスコート	100円	
	札内川河川緑地テニスコート	100円	
	札内川河川緑地バスケットコート	100円	
	札内川河川緑地サッカーコート	100円	
	札内川河川緑地ラグビーコート	100円	
	幕別運動公園アーチェリー場	1レーン1時間につき	100円
	依田公園アーチェリー場		100円

### (2) 幕別運動公園陸上競技場

区分		単位	使用料
占有使用	ウレタン走路	1時間につき	200円
	グリーンダストトラック		500円
	フィールド		700円

	役員室		100円
	会議室		100円
個人使用		1人1回につき	300円

## 10 幕別町体育館

### (1) 幕別町札内スポーツセンター

区分		単位	使用料
占有使用	アリーナ	1時間につき	1,500円
	トレーニング室		100円
	武道場		400円
	研修室		100円
	ランニングロード		100円
	屋外テニスコート	1面1時間につき	100円
個人使用		1人1回につき	100円

備考 アリーナ及び武道場を分割して使用する場合（占有使用に限る。）の使用料の額は、使用面積に応じて按分した額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。

### (2) 幕別町農業者トレーニングセンター

区分		単位	使用料
占有使用	アリーナ	1時間につき	1,000円
	トレーニング室		100円
	武道場		500円
	会議室		100円
個人使用		1人1回につき	100円

備考 アリーナ及び武道場を分割して使用する場合（占有使用に限る。）の使用料の額は、使用面積に応じて按分した額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。

### (3) 幕別町忠類体育館

区分		単位	使用料
占有使用	アリーナ	1時間につき	200円
個人使用		1人1回につき	100円

備考 アリーナを分割して使用する場合（占有使用に限る。）の使用料の額は、使用面積に応じて按分した額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはその端数金額

を切り捨てるものとする。

### 11 幕別町保健福祉センター

区分		単位	使用料
占有使用	多目的ホール	1時間につき	100円
	研修室		100円
	ふれあい交流室		100円
	福祉団体室		100円
	相談室 1		100円
	相談室 2		100円
	調理室		100円
	陶芸室		100円

### 12 幕別町働く婦人の家

区分		単位	使用料	
占有使用	1階	1時間につき	第1講習室	100円
			第2講習室	100円
			軽運動室	100円
			料理実習室	100円
	2階		第1和室	100円
			第2和室	100円
			学童学習室	100円

### 13 幕別町ふれあい交流館

#### (1) 幕別北ふれあい交流館

区分		単位	使用料
占有使用	多目的ホール	1時間につき	500円
	交流室		100円
	談話室		100円
	調理室		100円
	相談室		100円

備考 多目的ホールを分割して使用する場合の使用料の額は、使用面積に応じて按分した額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるもの

とする。

(2) 幕別北ふれあい交流館以外

区分		単位	使用料
占用使用	レクリエーション室	1時間につき	100円
	談話室		100円
	交流室		100円
	調理室		100円

14 幕別町趣味の作業所

区分		単位	使用料
占用使用	作業室	1時間につき	100円

15 幕別町老人福祉センター

区分		単位	使用料
占用使用	健康相談室	1時間につき	100円
	和室		100円
	機能回復訓練室		100円
	調理室		100円
	集会室		200円
	陶芸室		200円
個人使用		1人1回につき	100円

16 幕別町老人健康増進センター

区分		単位	使用料
占用使用	アリーナ	1時間につき	100円

17 幕別ふるさと味覚工房

区分		単位	使用料
占用使用	味覚工房	1時間につき	700円